同法第十条第二項の規定による公告.....

文県 化民

:

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

公

告

告

示

目

次

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....(水産振興課)...

右

右

選挙管理委員会

第三千百十四号

上月二十四日 (金曜日)

平成一

公営企

警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施.......

企生

画<sup>活</sup> 画安

課全 ) :

青森県道路交通規則の一部を改正する規則...... を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部

(運転免許課) ...

同

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程......(整備企画課)... ⌒

青森県告示第五百六号 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次 示

の規定により公示する。 要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する

平成二十一年七月二十四日

平成二十年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済

大規模小売店舗の変更の届出......

(経営支援課) ...

三  $\equiv$ 

同同

=

: :

同...... 同.....

事業経営状況の公表.....

(建築住宅課) ...

 $\equiv$ 

教育委員会

青森県知事 Ξ 村 申

吾

下 北	下北	
下北郡東通村大字尻労字尻労六	郡東通村大字尻労字尻労七	発起人の住所及び氏名(
小 笠 原	林	(名称)
清 春	— 喜	
区   		X
	祖労区 合漁域 の業 也協	域
漁しあり	は未ト Ĵ満ン	X
果しれいてきかいが	テの数 う漁十 魚船ト	分

同 同務

公安委員会

政治資金規正法による政治団体の解散の届出...... 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出... 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表

事

局 :

:

Ŧi.

に開示することができる個人情報の一部改正..... 県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森

(職員福利課)

公

告

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

平成二十一年七月二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人どんぐりの家

Ξ 代表者の氏名

報

兀 主たる事務所の所在地

県

西山

光子

三戸郡三戸町大字川守田字東張渡九の一六

五 定款に記載された目的

青

森

るための支援に関する事業を行い、全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の 家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、療育相談、地域社会参加を促進す この法人は、三戸町及びその周辺地域に在住する心身に障害のある人たちとその

実現を目指し、 社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

平成二十一年七月二日

\_ 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あおもりNPOサポートセンター

代表者の氏名

Ξ

弘子

主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目六の二五

兀

五 定款に記載された目的

する。 自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的と この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、

市民の

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成二十一年七月七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

\_

特定非営利活動法人夢の里

Ξ 代表者の氏名

慶弘

主たる事務所の所在地

四

青森市浪打一丁目一二の九

五 定款に記載された目的

この法人は青森地区の障害者に対して障害者のための就労移行支援等に関する事

1

業を行い、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

むつ市中央一丁目一四九外 ショッ ピングパー クむつ

| 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社横浜ファー マシー

代表取締役 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 松山稔

2 株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役 井上元延

有限会社コンノ

3

むつ市金谷二丁目一六の一

代表取締役 紺野愛子

Ξ 変更しようとする事項

X
分
変
更
前
变
更
後
年変 月 日更

兀 届出年月日

平成二十一年七月十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十一年七月二十四日から同年十一月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成二十一年十一月二十四日

提出先

2

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

平成二十年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表

り社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成二十年度の災害共済事業の経営状況に ついて次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十三条の二第二項の規定によ

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

貸借対照表 (平成二十一年三月三十一日現在)

住宅防火施設整備補助金 住宅防火施設整備補助会員数

二〇、四三千円

二三、九二〇千円

五三

住宅災害見舞金 住宅災害見舞戸数 復興建築助成金 復興建築助成戸数 特定給付金 火災共済給付金 被災戸数 火災共済掛金 共済委託契約金額

1

資産の部

現金預金

(1)

二、八五七、三二七千円

五四七、七三二千円

八六、六二六千円

その他特定資産 異常危険準備金資産 特定資産 有価証券

負債の部

その他資産 不動産及び動産

資産合計

共済契約準備金

その他負債

退職給付引当金

負債合計

三

六〇六、二七六千円

3

正味財産の部

負債及び正味財産合計

正味財産合計

加入都道府県市区町村会員数

事業実績

加入戸数

### 教 育 委 員

## 一、〇五四、八〇八千円 八三七、四六三千円

七、七六七、

八七二、一〇五戸

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号 (青森県個人情報保護条例第二十

四〇五、三六一千円

五一〇戸

一二、三九三千円

二九五戸

平成二十一年七月二十四日

表埋蔵文化財発掘調査任期付専門職員採用選考試験及び公立学校教員採用候補者選

森県教育委員

### 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により政治

平成二十一年七月二十四日

五、三七六、〇二一千円

三三〇、〇一九千円 五四三、三三九千円

一〇、九六九千円

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部 以上の市町村の区域又は公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第十二条に規定す

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

五、三七六、〇一一千円 七六九、七三五千円 名政 治 寸 体 称の

青森県教育委員会告示第六号

条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち に開示することができる個人情報)の一部を次のように改正する。

九一、九一九千円

七五九戸

考試験の項を削る。

### 選 ) 挙 管 理

三、三六七、〇一八千円 -七 七 | 二| 、三五|千円 九〇七千円

氏代 名者 者会 氏責 名任

在地を事務所の所 年届 月 日出

援会というである。

半澤

紀

半澤

紀

一の一一 の一

≕

**☆** 

九

石田昭弘後援会

斉藤

晃

神

修

一 平川市猿賀南田五

 $\stackrel{=}{=}$ 

**☆** 

九

年隊青森県本部

笹原

秋男

蝦名

仁

の一二一造道一

の

应

≕

❖

Ħ.

会然きよし後援

石田

捷 太郎

三本菅

享

南一の三〇の

一上四北

≕

**☆** 

껃띡

県本部 幸福実現党青森

占田

博

半澤

紀

一の一一 の二

三六成

冭

名政

治 寸

体

称の

氏代 表

名者

者会計 氏責 名任

在地を事務所の所

年届 月 日出

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

名 政治団体の 称

氏代

名者

者会計責任

の所在地を発所

の候公 氏補職 名者の

種公職

類の

年届

日出

月

表

二な

一後援会ながにした

修

木村

村崎

忠史

郁子

八の 一字前 田二 に 大字 長

中 修西

議衆 員議 院

三平

ホ

껃

成

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

# 青森県選挙管理委員会委員長

以上の市町村の区域又は公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第十二条に規定す

三平 **奈** 

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政党以外の政治団体

部 県青森市第六支 支

森内

之保留

三戸

康裕

の一六 青森市松原二の三

成

# る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

	<b>支部</b> 宣曲民主党平賀		部石油販売業支自由民主党青森	県港湾支部 自由民主党青森	名政 治団体 称の
会計責任者	代表者	所の所在事 地	会計責任者	代表者	異動事項
八木橋善彦	田中友彦	九〇の一平川市沖館宮崎一	田中幹志	畑中武久	新
丹代 充昭	長尾忠行	四二平川市広船広沢三	大坂功	畑中茂樹	旧
	三・츳吴		二:	三平 ・成	年届 月 日出

名が出ている。	政党以外の政治団体
異動事項	14
新	
旧	
年届 月 日出	

部 連盟青森県本 動産政	援会 という とう	会然きよし後援	会然きよし後援	名政 治団体の
会計責任者	の係国 区政治議 団団 体関	代 表 者	代 表 者	異動事項
櫻田 忠春	体 団体以外の政治団 国会議員関係政治	森光 久恵	工藤哲子	新
葛西 慶信	名 (本) 名 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	工藤哲子	石田 捷太郎	旧
	二·	ii· ∴i0	三平・成六ハ	年届 月 日出

平成二十一年七月二十四日

定により告示する。

の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、

同法第七条の二第一項後段の規 第七条第一項の規定により、

次

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)

Ш

村

能

人

三· · ·	八木橋 次男	岡本 幸治	会計責任者	後援会 師連盟津島雄二 青森県柔道整復
三・卒宝	八木橋次男	岡本幸治	会計責任者	師連盟 青森県柔道整復
]・    -	村崎都子	木村 佳子	会計責任者	援会というというというというというというというというというというというというというと
三· 奈元	森光 久恵	村崎都子	代表者	会
二:	大坂 功	田中幹志	会計責任者	連盟石油政治

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、

平成二十一年七月二十四日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

### 政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
柏谷ひとし後援会	平成三0・四・一	平成三・ ∻ 一
鐘吾の会	110• 111• 1#	三:
谷地先次郎後援会	二	二]• 六• 四
上村常信後援会		二・
高松久美子後援会	110- 111-111	三・六三

二:	110• *• 110	小林正後援会
二· 六九	111• *•10	勝手に鹿内ひろしを応援する連絡会

### 安 委 員 会

公

施行期日を定める規則をここに公布する。 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の一部の

平成二十一年七月二十四日

冏

保

耀

子

青森県公安委員会委員長

青森県公安委員会規則第十四号

部の施行期日を定める規則 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の一

定を除く。)の施行期日は、平成二十一年九月二十四日とする。 十一年三月青森県条例第四十六号) 附則第一項ただし書に規定する規定 (第一条の規 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例(平成二

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月二十四日

青森県公安委員会規則第十五号

青森県公安委員会委員長

冏

保

耀

子

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

うに改正する。 青森県道路交通規則 (平成十年九月青森県公安委員会規則第七号) の一部を次のよ

第二条第一項ただし書を削り、 同条第二項中「前項の規定にかかわらず、」を「第

一項を加える。 一項の規定にかかわらず、この規則」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の

- 警察署長 次の表の上欄に掲げる申請、届出及び申出の種類に応じ、同表の下欄に掲げる

	査により判断できる場合に限る。)申請 (適性検査機器を使用した検運転免許の条件の解除又は変更のこの規則第二十七条の規定による
	る国外運転免許証の交付の申請法第百七条の七第二項の規定によ
	る運転経歴証明書の交付の申請法第百四条の四第五項の規定によ
  3 	類の免許を受けたい旨の申出る免許の取消しの申請及び他の種法第百四条の四第一項の規定によ
祭こ恨る。/ 又は八三 警察署長長を除く。青森警察署長は平内交番の事住所地を管轄する警察署長(弘前警察署	運転免許証の再交付の申請法第九十四条第二項の規定による
	転免許証の返納届出法第百七条第一項の規定による運
<b>全</b>	運転免許証の記載事項の変更届出法第九十四条第一項の規定による
敬言 奴不 單有 巨权	申請、届出及び申出の種類

請は、次の表の上欄に掲げる運転者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長にこの規則第三十九条第二項第一号の規定による運転免許証更新・講習受講の申二 法第百一条第一項及び第百一条の二第一項の規定による運転免許証の更新並び

運転者の区分

警察署長

るので、講習規則第二条の規定により公示する。 という。) を次のとおり実施する。) 第七条に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務の区分以外という。) の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外という。) 第七条に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二条第二項に規定する警備員警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。) 第二十二条第二項

平成二十一年七月二十四日

青絲県公安委員会委員長

冏

保

耀

講習の区分

法第二条第一項第四号に規定する警備業務 (以下「四号警備業務」という。) に

係る追加取得講習

実施期間及び実施時間

から午後四時まで 平成二十一年九月十日 (木) から同年九月十一日 (金) までの二日間の午前九時

兀 受講定員

青森市問屋町一丁目一〇の一〇

青森市はまなす会館

実施場所

十五人 (予定)

五 受講対象者

事した期間が通算して三年以上である者 等の交付を受けている者で、最近五年間に四号警備業務の区分に係る警備業務に従 受講申込日において、四号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証

受講申込みの手続

受講申込みの受付期間等

受付期間

青

1

平成二十一年八月十日 (月) から同年八月十四日 (金) までの間

受付時間

午前九時から午後五時までの間

 $(\equiv)$ 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、 受講申込者の人員が予定人員に達し次第

受付を締め切る

受講申込書の受付場所

2

青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

4 受講申込みの書類

こととし、郵送等による申込みは認めない

子 面 講習規則別記様式第一号の受講申込書 (申込み前六月以内に撮影した無帽、正 上三分身、 無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ

メートルの写真一葉をはり付けること。) 一通に次の書面一通を添付すること。 等の作成に係る書面及び履歴書 四号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者

既に交付を受けている四号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格

受講手数料 者証等の写し

5

受講手数料一万円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

講習受付時間

七

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対

講習修了証明書を交付する。

九 受講申込みに関する問い合わせ先 受講者は、 筆記用具を持参すること。

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

2

公 営 企

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年七月二十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県公営企業管理規程第六号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号) <u>の</u>

部を次のように改正する。

同項第二号中「第十六号」の下に "。以下「政令」という。」を加え、同項第三号中 「二箇年」を「二年」に改め、 第百十五条の次に次の一条を加える。 第百七条第七号中「ついて請負」を「ついての請負」に、 第百十五条の二第一項に規定する電子入札を行おうとするときは、 同条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。 一項中「見積る」を「見積もる」に、 「 (公社、 公団を含む。)」を削る。 「一に」を「いずれかに」に改め、 「その旨」を「、 、その旨

(電子入札

第百十五条の二 契約担当者等が電子入札 (電子情報処理組織 (契約担当者等の使用 られたファイルに記録しなければならない。ただし、契約担当者等が入札書による 電子計算機に、知事の定めるところにより、入札金額その他の事項を入力し、契約 をいう。以下同じ。) を行うこととした場合においては、前条第一項の規定にかか に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と入札者の使用に係る電子計 担当者等の指定する日時までに、当該契約担当者等の使用に係る電子計算機に備え わらず、入札者は、同項の規定による入札書による入札に代えて、その使用に係る 算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して行う入札 人札を認めたときは、この限りでない。

項についての情報に電子署名 (電子署名及び認証業務に関する法律 (平成十二年法 律第百二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。) を行い、当該電子署名を 行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書 (電子署名及び認証業務 前項本文の規定により入札をする者は、知事の定めるところにより、入力する事

に関する法律施行規則 (平成十三年法務省 令第二号) 第四条第一号に規定する

### 経済産業省

者の氏名又は名称及び落札金額を入札者に通知するものとする。 後落札者を決定したときは、 百六十七条の十三において準用する場合を含む。) 並びに第百六十七条の十の二第 第百十七条第一項中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条に次の一項を加える。 電子証明書をいう。) と併せてこれを送信しなければならない 項及び第二項 (これらの規定を第百六十七条の十三において準用する場合を含 契約担当者等は、 ) の規定により、開札したときに落札者を決定しなかつた場合において、 前二項の規定にかかわらず、 速やかに、書面により、落札者を決定したこと、 政令第百六十七条の十第一項 その 落札 ( 第

第百十七条の次に次の一条を加える。

その旨」

(電子入札の開札

第百十七条の二 前条第一項の規定にかかわらず、契約担当者等は、 ては、 第一項ただし書の規定により入札書による入札をした者に対しては、その場におい 名又は名称及び落札金額を入札者に通知するものとする。ただし、第百十五条の二 定したときは、電子入札システムを使用して、落札者を決定したこと、落札者の氏 第百十五条の二第一項ただし書の規定により入札書による入札がされたときは、こ 用して開札し、入札者の順位及び落札者を決定するものとする。この場合において、 使用に係る電子計算機にこれらについての事項を入力した後に開札するものとする。 れを開封し、当該入札書の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、 て口頭で通知するものとする。 契約担当者等は、 電子入札に係る電子情報処理組織 (以下「電子入札システム」という。) を使 前条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により落札者を決 契約担当者等の 電子入札におい

2

3 電子入札の開札をする場合における前条第三項の規定の適用については、同項中 「書面」とあるのは、「電子入札システム又は書面」とする。

第百二十五条の六に次の一項を加える。

定にかかわらず、その者が開札の時において、政令第百六十七条の六第 者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、 般競争入札に係る資格審査の申請を行つた者により第一項の規定による審査の終了 する入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件として、 前に第百十五条の二第一項の規定による入札金額その他の入力する事項が契約担当 入力する事項が記録されたものとする。 契約担当者等が電子入札を行うこととした場合において、特定調達契約につき一

第百二十五条の十二に次の一項を加える。

名競争入札に係る資格審査の申請を行つた者により第一項の規定による審査の終了 ことを条件として、当該入力する事項が記録されたものとする。 定にかかわらず、その者が開札の時において、第三項の規定により指名されている 者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、 前に第百十五条の二第一項の規定による入札金額その他の入力する事項が契約担当 契約担当者等が電子入札を行うこととした場合において、特定調達契約につき指

この規程は、 公布の日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 |

社 | 定価小口一枚二付十五円一銭号 | 毎週月・水・金曜日発行

高森行 森花行 市馬・